

恩納村納骨堂

恩納村納骨堂 募集要項

恩納村納骨堂

恩納村納骨堂は、納骨室（納骨壇・位牌壇）、合葬室及び参拝室を備えた公営の納骨堂です。村が将来にわたって管理していきます。

○納骨室

焼骨を合葬室へ共同埋蔵する前に6年間（7回忌）、12年間（13回忌）又は32年間（33回忌）、納骨壇（ロッカー式）に収蔵する施設です。1体用納骨壇・2体用納骨壇の2種類があります。また、位牌等を3年間収蔵する位牌壇があります。

○合葬室

多くの焼骨を共同で埋蔵する施設です。要件を満たせば生前に申し込むことも可能です。

○参拝室

納骨法要等に利用できる参拝室です。（要予約）

恩納村

I 恩納村納骨堂の概要

(1) 納骨室

納骨室とは、合葬室に共同埋蔵される前に使用許可を受けた日から6年間(7回忌)、12年間(13回忌)又は32年間(33回忌)を納骨壇(ロッカー式)に収蔵する施設です。その使用期間が経過すると村によって合葬室へ共同埋蔵されます。

納骨壇は、1体用納骨壇及び2体用納骨壇の2種類があります。

2体用納骨壇については、1つの焼骨を収蔵することで、将来ご自分のために確保(生前予約)しておくこともできます。ただし、使用期間は許可を受けた日からとなります。

※納骨室への入室は、納骨時以外できません。

※合葬室に埋蔵された焼骨は、返還することができません。

(2) 位牌壇

位牌壇は、位牌等を3年間収蔵する施設です。使用期間終了後は、位牌等を返却いたします。

※延長の許可申請により継続使用可能

(3) 合葬室

合葬室とは、複数の焼骨を共同で埋蔵する施設です。お預かりした焼骨を合葬室に埋蔵します。合葬後は、永代にわたり村が管理します。

生前(65歳以上)に、自己の焼骨の埋蔵を目的として申し込むことができます(生前予約)。

※合葬室への入室はできません。

※合葬室に埋蔵された焼骨は返還することができません。

※申請する方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合、使用料を減免できる場合があります。

(4) 参拝室

参拝室は、納骨法要等にご利用いただける施設です。先着順になりますので、遅くとも使用希望日の2日前(土・日、祝日除く)までに空き状況を担当窓口へ電話等で確認の上、予約されるようお願いします。使用料は1時間(2時間まで)につき1,000円となります。

(5) 屋外参拝所

共同参拝所は、3組が同時に参拝することができます。遅くとも使用希望日の前日(土・日、祝

日除く)までに空き状況を担当窓口へ電話等で確認の上、予約されるようお願いいたします。使用料は無料です。

【使用料金表】

施設名	利用区分	種別	単位	使用期間	使用料	備考
納骨堂	納骨室	1体用 納骨壇	1壇 につき	6年	65,000 円	合葬室使用 料含む
				12 年	100,000 円	
				32 年	220,000 円	
		2体用 納骨壇	1壇 につき	6年	110,000 円	
				12 年	160,000 円	
				32 年	330,000 円	
	位牌壇	—	1壇 につき	3年	50,000 円	期間満了後 返却
	合葬室	—	1体 につき	永年	30,000 円	—
	参拝室	—	1時間 につき	—	1,000 円	要予約

※納骨室の使用料には、合葬室の使用料も含まれています。

2 申込資格

(1) 納骨室及び合葬室

次のア～ウの全てに該当する者

ア 恩納村に住民登録のある者、または死亡時において恩納村民であった者の焼骨及び位牌等を埋蔵又は収蔵しようとする者

イ 祭祀を主宰する者

ウ 焼骨又は位牌等を所持している者

※2体用納骨壇の申込みは、焼骨を1体又は2体所持している者となります。

(ただし、納骨壇の使用期間は、使用許可を受けた日からとなります。)

※使用許可を受けた日から1年以内に焼骨の埋蔵又は収蔵を行わない場合は、使用許可を取り消すことがあります(生前予約を除く。)

★生前予約について

合葬室及び2体用納骨壇（焼骨を1体所持し収蔵する者に限る。）については、次のア～ウの要件を満たす者であれば、生前に申し込みすることができます。

- ア 恩納村に住民登録のある者
- イ 自己の焼骨の埋蔵を目的とする者
- ウ 申請時の年齢が65歳以上の者

※生前予約により使用許可を受けた者は、その死後において焼骨が埋蔵又は収蔵されるように、あらかじめ必要な措置を講じてください。

3 埋蔵又は収蔵できる焼骨等の範囲

原則、申込者と焼骨が次のいずれかの関係にあること。

- ア 本人（生前予約に限る。）
- イ 配偶者（妻、夫又は事実上の婚姻関係を含む。）
- ウ 血族3親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、ひ孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい）
- エ 姻族2親等以内（配偶者の父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫）
- オ 養父母、養子

※位牌壇に収蔵する位牌等についても、上記の範囲に準じます。

※村長が特に必要があると認める場合は、要件を緩和することができます。

4 使用許可申請

(1) 申請時に必要な書類

- ア 納骨室、位牌壇及び合葬室
 - ・恩納村納骨堂使用許可申請書（様式第1号）
 - ・住民票抄本 ※本籍地記載のもの

- ・火葬許可証 又は 改葬許可証の写し（納骨までに必ず提出が必要となります）
- ※焼骨をお墓や別の納骨堂等から移動する場合は「改葬許可証」等が必要です。
- ・その他村長が必要と認める書類

イ 合葬室・2体用納骨壇（生前予約）

- ・恩納村納骨堂使用許可申請書（様式第Ⅰ号）
- ・住民票抄本 ※本籍地記載のもの
- ・その他村長が必要と認める書類

5 申請のながれ

使用申請	申請書に必要書類を添えて、担当窓口まで提出してください。
▼	
使用料納付	申込資格等について審査し、特に問題なく許可が見込まれる場合、使用料金の納付書を発行します。指定された期限内に納付してください。申込資格又は条件等に該当しないと判明したときは、使用申請を許可しない場合があります。
▼	
許可証交付	使用料金の納付を確認し、使用許可証を交付いたします。使用期間の始期（開始）は許可日からとなります。使用許可証は、大切に保管してください。
▼	
使用開始	納骨法要等で参拝室の利用ができます。先着順になりますので、遅くとも使用希望日の2日前（土・日、祝日除く）までに空き状況を担当窓口へ電話等で確認の上、予約されるようお願いします。

6 注意事項

- 1 同一焼骨による複数の申込みはできません。複数の申込みがあった場合は、全て無効といたします。
- 2 申込資格及び申込内容が不適格な場合は、申込みを取り消いたします。
- 3 納骨室には、焼骨及びこれに準ずるものが収蔵できます。
※位牌等は原則納骨壇に収蔵できません。位牌壇をご利用ください。
- 4 納骨室に収蔵できる容器（骨壺）の規格は次のとおりです。

納骨壇種別	幅	奥行き	高さ
1体用納骨壇	32cm 以内	32cm 以内	36cm 以内
2体用納骨壇	25cm 以内	25cm 以内	36cm 以内

（材質は、陶磁器等で骨箱、骨覆等の外装を施していないこと。）

- 5 位牌壇に収蔵する位牌等の規格は次のとおりです。

種別	幅	奥行き	高さ
位牌壇	55cm 以内	32cm 以内	55cm 以内

- 6 合葬室には、焼骨のみを埋蔵し、容器（骨壺）は返還いたしません。
- 7 納骨室の納骨壇及び位牌壇の位置は、村が決定します。
- 8 納骨室へは、納骨のとき以外立ち入ることはできません。
- 9 合葬室へは、立ち入ることはできません。
- 10 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還することはできません。
- 11 位牌壇の使用期間終了後は、位牌等を返却いたします。
- 12 使用权を他者に譲渡又は転貸することはできません。
- 13 施設を損傷・汚損する行為、指定場所以外での火気の使用等は禁止されています。
- 14 使用期間の延長を希望する場合は、使用期間の満了日の 10 日前までに延長の許可申請を行ってください。

7 開館時間・休館日

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：1月1日及び1月2日

※村長が必要があると認める場合は、臨時に開館し、又は休館することがあります。

お問い合わせ

〒904-0492

沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

恩納村役場 村民課 生活環境係

TEL 098-966-1205

FAX 098-966-8089

恩納村納骨堂（恩納村斎場）

住所 恩納村字恩納 7441・7441 番地 81

TEL 098-966-2007

FAX 098-966-2310